

尼崎市立小学校・特別支援学校電子黒板  
公募型プロポーザル募集要項

令和5年3月24日

尼崎市教育委員会事務局

学校ICT推進課

## 1 目的

G I G Aスクール構想において整備した1人1台の学習用端末を有効に活用した授業を実施するとともに、主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善を進めていくため、尼崎市立小学校及び特別支援学校（小学部）に設置している大型提示装置を、タッチパネル操作が可能な電子黒板に更新する。

## 2 概要

### (1) 件名

尼崎市立小学校・特別支援学校電子黒板

### (2) 内容

別紙「尼崎市立小学校・特別支援学校電子黒板調達仕様書（以下、「仕様書」という。）」のとおり

### (3) 契約期間

契約締結日から令和5年9月30日まで。なお、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、契約は議会の議決を経ることが前提である。

### (4) 履行期限

令和5年9月30日まで

なお、令和5年8月24日には各教室への設置を完了することを目標とする。

※ 具体的な実施時期について本市と協議の上、実施すること。

### (5) 提案上限額

332,959千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

## 3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる参加要件を全て満たす者とする。

- (1) 尼崎市契約規則第4条に定める競争入札参加有資格者名簿に登載されている者
- (2) 仕様書に定める業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有する者及び本市の指示に柔軟に対応できる者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (4) 本市から指名停止措置（入札参加停止措置）を受けていない者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされている等、経営状態が著しく不健全である者でないこと
- (6) 暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成25年条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団密接関係者（同条例第2条第4号に規定する暴力団密接関係者をいう。）に該当しないこと

(7) 小学校または特別支援学校において電子黒板を導入した実績を有していること

#### 4 応募者の失格

応募者が次の事項に該当すると本市が判断した場合は失格とする。ただし、本市がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 本要項を遵守しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 応募者資格を欠いていることが判明した場合
- (5) その他応募者の失格事項に相当すると本市が認める場合

#### 5 スケジュール

募集要項の公表	令和5年3月24日（金）
質問の受付期間	令和5年3月24日（金）～31日（金）午後5時30分
参加申込書等の提出期限	令和5年3月31日（金）午後5時30分
参加資格確認結果通知 質問への回答	令和5年4月7日（金）
企画提案書等の提出期限	令和5年4月20日（木）午後5時30分
プレゼンテーション	令和5年4月下旬
選定結果通知	令和5年4月下旬
仮契約締結	令和5年4月下旬

#### 6 参加申込

##### (1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式1号）
- イ 会社概要・応募資格確認書（様式2号）
- ウ 業務実績書（様式3号）

##### (2) 提出期限

令和5年3月31日（金）午後5時30分

##### (3) 提出方法

尼崎市教育委員会事務局学校ICT推進課まで持参または郵送するものとする。（郵送の場合は上記期限までに必着のこと。また、到着の確認を行うこと。）

##### (4) 参加資格確認結果

令和5年4月7日（金）に文書及び電子メールにより通知する。

## 7 募集要項及び仕様書等に係る質問の受付等

### (1) 質問の受付期限

令和5年3月31日（金）午後5時30分まで

### (2) 質問方法

本要項13に記載している電子メールアドレス宛に質問書（様式4号）を送付すること。また、質問書を送付した場合、速やかに電話にて到達確認を行うこと。

### (3) 回答

質問に対する回答は、全社分を取りまとめて電子メールにて送付する。

### (4) 回答予定日

令和5年4月7日（金）

## 8 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）10部

イ 企画提案書チェックシート（様式5号）10部

ウ 業務実施・サポート体制（様式6号）10部

エ 管理・担当者の業務経歴・実績等（様式7号）10部

オ 見積書（様式任意）10部

※提案金額には消費税及び地方消費税相当額を含めること

カ 提案する電子黒板の概要（様式任意）10部 ※パンフレット等で代用可

キ 市内在住者の雇用提案（様式8号）10部

### (2) 提出期限

令和5年4月20日（木）午後5時30分まで

### (3) 提出方法

尼崎市教育委員会事務局学校ICT推進課まで持参または郵送するものとする。（郵送の場合は上記期限までに必着のこと。また、到着の確認を行うこと。）

### (4) 企画提案書作成上の留意点

ア 様式は任意とするが、A4縦置きで、文字は横書きとすること。

イ 様式5「企画提案書チェックシート」に示す項目に沿った企画提案書を作成すること。

ウ 教室数増などに伴い電子黒板を追加発注した場合の、1台あたりの参考費用（消費税及び地方消費税相当額を含む）を提示すること。

エ 言語は日本語とし、平易な解説を心掛けること。

オ 仕様書に定めのない事項や疑義については、質問書による確認を行った上で企画提案書を作成すること。

### (5) 地域経済活性化に係る加点

地域経済活性化の観点から、市内事業者又は準市内事業者であれば一定の加点（市内

事業者 10%、準市内事業者 5%) を行う。また、事業実施に際して新たに市内在住者の雇用を行う提案に対しても一定の加点(5%)を行うので、市内在住者の雇用提案(様式 8)に記載すること。

## 9 審査方法

企画提案書等、プレゼンテーション及び電子黒板のデモンストレーションの評価を提案点、提案価格の評価を価格点として採点する。

提案点及び価格点の合計に、本要項 8(5)で定める地域経済活性化に係る加点を加えた点数を総合評価点とし、総合評価点が最も高い者を契約候補者として選定する。なお、総合評価点が同点の場合は、提案点が高い者を優先する。

### (1) 点数配分

提案点：価格点＝1：1とする。

### (2) 企画提案書の評価方法

様式 5「企画提案書チェックシート」の評価項目に基づき評価し、各評価項目の合計点を企画提案書の評価点とする。

### (3) プレゼンテーション及び電子黒板のデモンストレーションについて

#### ア 評価方法

プレゼンテーションでは、主に業務担当者等の理解度・対応能力について、電子黒板のデモンストレーションでは、主に提案する電子黒板の機能・操作性・授業の受けやすさについて評価を行う。

#### イ 実施方法

提案者は、プレゼンテーションにおいて自らの提案内容の説明を行った後、電子黒板のデモンストレーションを行うことを想定している。実施方法の詳細は、別途通知する。

#### ウ 参加人数

8人以内とする。ただし、提案内容の説明は、実際に業務を担当する予定の者が行うこと。

#### エ 実施日・場所

令和 5 年 4 月下旬に実施する。日時・場所等の詳細は、別途通知する。

#### オ 注意事項

(ア) プレゼンテーション及び電子黒板のデモンストレーションに必要な機材は提案者が用意すること。

(イ) 電子黒板のデモンストレーションでは、企画提案書に記載の電子黒板を用いること。

(ウ) プレゼンテーションでの提案内容や質疑に対する回答内容は、企画提案書に記載された内容と同等とみなす。

### (4) 最終審査結果

本要項 5 に定めるスケジュールに基づき、文書及び電子メールにより通知する。

#### 10 選定結果の公表

契約候補者として選定した者の事業者名及び評価点は公表する。

#### 11 契約の締結

- (1) 選定後、契約候補者は、本市と契約に必要な事項を協議した後、本市が作成した契約書によって契約を締結する。
- (2) 次に掲げる事態が生じたときは、契約候補者の選定において定めた順位の高かった者の順に協議を行い、契約相手方を決定する。
  - ア 契約候補者が契約の締結を辞退したとき
  - イ 契約締結時までに契約候補者が参加資格を欠くことが判明したとき
  - ウ 契約締結時までに契約候補者が応募者の失格要件に該当していることが判明したとき
  - エ 契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき
  - オ その他やむを得ない事情で契約に至らなかった場合
- (3) 契約保証金等、契約にあたっては尼崎市契約規則に基づくこととする。
- (4) 契約にあたっては、改めて見積書の提出を依頼する。契約候補者は提案している見積金額を基に提出するものとする。
- (5) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、契約は議会の議決を経ることが前提とする。

#### 12 その他

- (1) 辞退する場合は、辞退届（様式 9 号）を速やかに提出すること。
- (2) 提出された書類は、一切返却しない。
- (3) 提出された書類について、選定された事業者のものは事業者名をはじめ公開の対象となる。選定されなかった事業者のものは原則非公開とする。ただし、尼崎市情報公開条例その他法令に規定がある場合は、当該規定が優先される。
- (4) このプロポーザルに要した事業者の費用負担に対して、本市は一切補償しない。

#### 13 連絡先及び提出先

〒661-0974

尼崎市若王寺 2 丁目 18 番 3 号

尼崎市立教育総合センター

尼崎市教育委員会事務局学校 ICT 推進課（担当：後藤、山下（崇））

TEL：06-6480-5178

Eメール：ama-ed-ict@city.amagasaki.hyogo.jp